せいがん日本語学校学則

第1章　　総 則

（目 的）

第1条　本学は、多様な国々から訪れる外国人留学生の達成目標に合わせて、少人数制教育により質の高い日本語教育を通じて、日本国内の大学、専門学校への進学を支援し、地域社会および国際社会に貢献できる人材を育成することを目的とする。

（名 称）

第2条　本学は、せいがん日本語学校（英語表記：Seigan Japanese Language School）と称する。

（位 置）

第3条　本学は、大阪府大阪市住吉区長居三丁目2番9号に置く。

（自己点検および評価）

第4条　本学は、その日本語教育の一層の充実を図り、本学の目的ならびに社会的使命を達成するため、本学における教育活動などの状況について自ら点検および評価を行うものとする。

2．前項の点検および評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

第2章　　コース、修学期間、収容定員および授業日、休業日

（コース名・修学期間・収容定員）

第5条　本学のコース名、修業期間、収容定員ならびにクラス数は次のとおりとする。

コース名	修学期間	収容定員	クラス数	入学時期
進学２年コース	2年	120 名	８クラス	４月
進学1年６か月コース	１年６ヵ月	30 名	２クラス	10 月
計		150 名	10 クラス	

（授業実施期間）

第6条　本学の授業実施期間は４月に始まり３月に終わる。

2．前項の期間を分けて、次の学期とする。

（1）前期　４月１日から９月 30 日まで

（2）後期　10 月１日から３月 31 日まで

（休業日）

第7条　本学の休業日は次のとおりとする。

（1）土曜日、日曜日

（2）国民の祝日に関する法律が規定する休日

（3）夏季休業（7月下旬から8月中旬、終始日は各年度に定める）

（4）秋季休業（９月中旬から 10 月上旬、終始日は各年度に定める）

（5）冬季休業（12 月下旬から１月上旬、終始日は各年度に定める）

（6）春季休業（3月中旬から4月上旬、終始日は各年度に定める）

2. 教育上必要であり且つやむを得ない事情があると校長が認めるときは、前項の規定にかかわらず、休業日に授業を行うことができる。
3. 非常災害その他急迫の事情があると校長が認める時は、臨時に休業することができる。気象状況による休校等の対応については別に定める。

（授業の始業・終業時刻）

第８条 授業の始業および終業の時刻は、午前クラスは９時 00 分から 12 時 30 分まで、午後クラスは 13 時 30 分から 17 時00分とする。

2. 校長が必要と認めたときは、前項の時刻を変更することができる。

第3章　　教育課程、授業時間数、学習の評価および教職員組織

（教育課程および授業時間数）

第９条 本学は以下の日本語コースを置き、修学期間、目的、到達目標とする日本語能力（「日本語教育の参照枠」で示された日本語能力をいう）、授業時間は次のとおりとする。ただし、ここにいう一授業時間は45分とする。

コース名	修学期間	目的	到達目標	授業日数	授業時間
進学２年コース	2年	進学	B2	380 日以上	1,520 時間以上
進学１年６か月コース	１年６ヵ月	進学	B2	285 日以上	1,140 時間以上
計		150 名	10クラス		

（学習の評価）

第10条 学習の評価は、試験、出席状況、平素の授業態度、提出物評価、パフォーマンス評価などを総合的に判断して決定する。

2. 評価は授業科目別に、a･b･c･d･e の 5 段階評価とし、全科目を合計した総合評価についても同様に A･B･C･D･E の5段階評価とする。
3. 試験には期ごとの定期試験（中間試験、期末試験）、単元ごとの小テスト等がある。

（教職員組織）

第11条 本学に次の教職員を置く。

(1)校長
(2)主任教員
(3)教員　　10名以上（うち本務等教員5名以上）
(4)生活指導担当者
(5)事務統括職員
(6)事務職員

2. 前項の他、必要な職員を置くことができる。
3. 校長は校務を司り、所属する教職員を監督する。
4. 校長を補佐することを目的として副校長を置くことがある。

第４章　　入学、休学、退学、卒業、転学および賞罰

（入学資格）

第 12 条　本学への入学資格は、次の条件をいずれも満たしていることとする。

(1)12年以上の学校教育またはそれに準ずる課程を修了している者

(2)正当な手続きによって日本国への入国を許可されまたは許可される見込みのある者

(3)信頼のおける学費および生活費の支弁者または保証人を有する者

(4)日本語教育参照枠　A1相当の日本語試験に合格している者または 150 時間以上の日本語学習歴が証明、確認できる者

(5)心身ともに健康である者

（入学時期）

第 13 条　本学への入学は、年２回とし４月ならびに１０月とする。

（入学手続）

第 14 条　本校への入学手続は、次のとおりとする。

(1)本学に入学しようとするものは、本学が定める入学願書、その他の書類に必要な事項を記載し、第21条に定める入学検定料を添えて、指定期日までに出願しなければならない。

(2)本学は、前号の手続を完了した者に対して書類･面接選考を行い、入学者を決定する。

(3)本学に入学を許可された者は、指定期日までに第21条に定める生徒納付金および必要な書類を添えて、入学の手続をしなければならない。

（休学・復学）

第 15 条　疾病その他やむを得ない事由によって、休学しようとする場合は、その事由および休学の期間を記載した休学届に診断書またはその他必要な書類を添えて申請し、校長の許可を受けなければならない。また、休学許可期間は連続で３ヵ月を超えないものとする。

２．休学した者が復学しようとする場合は、校長にその旨を届け出て、校長の許可を得て復学することができる。

（退　学）

第 16 条　本校を退学しようとする者は、その事由を書面に記し、校長の許可を受けなければならない。

２．校長は次の各号のいずれかに該当する学生に対して退学を命ずることがある。

(1)許可された休学期間の末日を過ぎても復学しない者

(2)正当な理由なく出席が常でない者

(3)その他、性行不良で改善の見込みがなく、学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

（転　学）

第 17 条　転学しようとする者は、その事由を書面に記し、校長の許可を受けなければならない。

２．災害等により本校の日本語教育が継続困難である場合、日本語教育振興協会維持会員校または提携校への転学を支援するものとする。

（修了・卒業の認定）

第 18 条　校長は、次の各号をすべて満たす者に修了を認定する。

(1)第 5 条に定めるいずれかのコースの修業期間を満了していること

(2)コース全体の出席率が 85%以上であること

(3)第 10 条に定める学習の評価において最終学期の期末総合評価がD以上であること

（褒　賞）

第 19 条　校長は、成績優秀かつ他の生徒の模範となる者に対して、褒賞を与えることができる。

（懲戒処分）

第 20 条　生徒が学則その他本学の定める諸規則を守らず、その本分にもとる行為があったときは、校長は当該生徒に対して懲戒処分を行うことができる。

２．懲戒処分の種類は、訓告、除籍の２種とする。

３．前項の訓告は、口頭と書面をもって生徒の将来を戒めるものであり、訓告の累積をもって除籍とすることがある。

４．第２項の除籍は、当該生徒の在籍を強制的に終了させるものであり、次の各号の一に該当する場合、行うものとする。

(1)法令違反等を行い、素行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2)学習態度が不良で改善の見込みがないと認められる者

(3)学力劣等などで学習効果の見込みがないと認められる者

(4)正当な理由なく出席しない者

(5)学則違反、授業妨害、設備損壊、暴力行為等で学校の秩序を乱した者

(6)21条に定める納付金を正当な理由なく予定の期日までに納付しない者

(7)その他前各号に準ずる不都合な行為があった者

第５章　　納　付　金

（納付金）

第 21 条　生徒の納付金は、次のとおりする。

進学２年コース　　（円）

	１年目	２年目	合　計
入学検定料	30,000	―	30,000
入学金	50,000	―	50,000
授業料	720,000	720,000	1,440,000
教材費	30,000	30,000	60,000
諸経費	80,000	80,000	160,000
合　計	910,000	830,000	1,740,000

進学１年６か月コース　　（円）

	１年目	２年目（６ヵ月）	合　計
入学検定料	30,000	―	30,000
入学金	50,000	―	50,000
授業料	720,000	360,000	1,080,000
教材費	30,000	15,000	45,000
諸経費	80,000	40,000	120,000
合　計	910,000	415,000	1,325,000

諸経費の内訳はそれぞれ１年につき施設・設備費 60,000 円、保険料 10,000 円、健康管理費・課外活動費 10,000 円とし、６ヵ月の場合はその半額とする。

（納　入）

第 22 条　生徒が在籍中は、出席の有無にかかわらず、納付金を所定の期日までに指定された方法で納入しなければならない。

２．分納は原則として２分割（半期ごと）まで認める。

３．生徒が休学した場合、前項の規定にかかわらず、その始期に属する月の翌月から授業料を免除することがある。

４．特別の事由がある場合、第１項の規定にかかわらず、授業料の全部または一部を免除することがある。

（滞　納）

第 23 条　生徒が、正当な理由なく、かつ、所定の手続を行わずに納付金等を指定期日までに納付せず、督促にも応じず、その後においても誠意なく納入の見込みのない場合は、校長は当該生徒に対して除籍することができる。

（納付金の返還）

第 24 条　既に納入した納付金は原則として返還しない。

２．特別な事情がある場合には前項規定にかかわらず、以下の定めるところにより、納付金の一部を返金することがある。

（１）出入国在留管理局の審査で不交付または学費納入前に入学辞退した場合

→　入学検定料は返金しない。

（２）在留資格認定証明書が交付され学費納入後に日本大使館・領事館でビザ不発給の場合

→　確認後、入学検定料および入学金を除く全納付金を返金する。

（３）在留資格認定証明書が交付され、学費納入後、入国前に入学辞退した場合

→ 入学辞退理由書、入学許可書および在留資格認定証明書の返却確認後、入学検定料および入学金を除く全納付金を返金する。

（４）各課程のコースを卒業する前に退学した場合（入国後に入学辞退の場合も同様とする）

→ 入学検定料、入学金および在籍学期中の授業料等は返金しない

また、各学期末までに退学願を提出した場合、次学期以降の残りの授業料等を返金する。

（５）法令および学則に違反し除籍となった場合

→ 全納付金を返金しない。

（６）本人の都合で、入国が遅れた場合

→　未受講分の授業料等は返金しない。

第６章　　雑　　則

（寮）

第 25 条　本学に寮を設ける。寮に関する次の事項はせいがん日本語学校寮規定において別に定める。

（１）入寮・退寮に関する事項

（２）生活規則に関する事項

（３）安全管理に関する事項

（４）寮費等に関する事項

（５）禁止事項

（健康診断）

第 26 条　毎年２回春季、秋季に実施する所定の健康診断を１回は受けなければならない。

（学生生活）

第 27 条　学生生活に関する事項を次のとおり定める。

（１） 通学手段：本学は自動車・オートバイそれに準ずる運転免許の必要な乗物の利用を禁止する。

（２） 気象警報：別に定める「防災気象情報における休校等の対応について」に準ずる。休校となった場合は必要に応じて後日補講を行う。

（３） 緊急時の避難：地震、火災などの緊急事態が発生した場合は教職員の指示に従い避難する。

（４） 貴重品管理：各自の所持品については各自が責任をもって管理し、盗難防止に努めること。盗難に遭っても学校はその責任を負わない。

（５） 器具備品損傷：校内施設、器具を破損させた場合はその責を負い、全額賠償する。

（６） 法定伝染病：感染症法の５類に罹患した場合は医師から登校が認められるまで出席を禁止する。この場合の出席の取扱いは公傷欠席とし出席とみなす。

（細　則）

第 28 条　この学則の施行についての細則は、校長が別に定める。

（附　則）

この学則は平成２４(2012)年１０月１日から制定する。

この学則は平成２９(2017)年１０月１日から改定する。

この学則は令和２(2020)年４月１日から改定する。

この学則は令和５年(2023)４月１日から改定する。

この学則は令和８年(2026)４月１日から改定する。